

資料

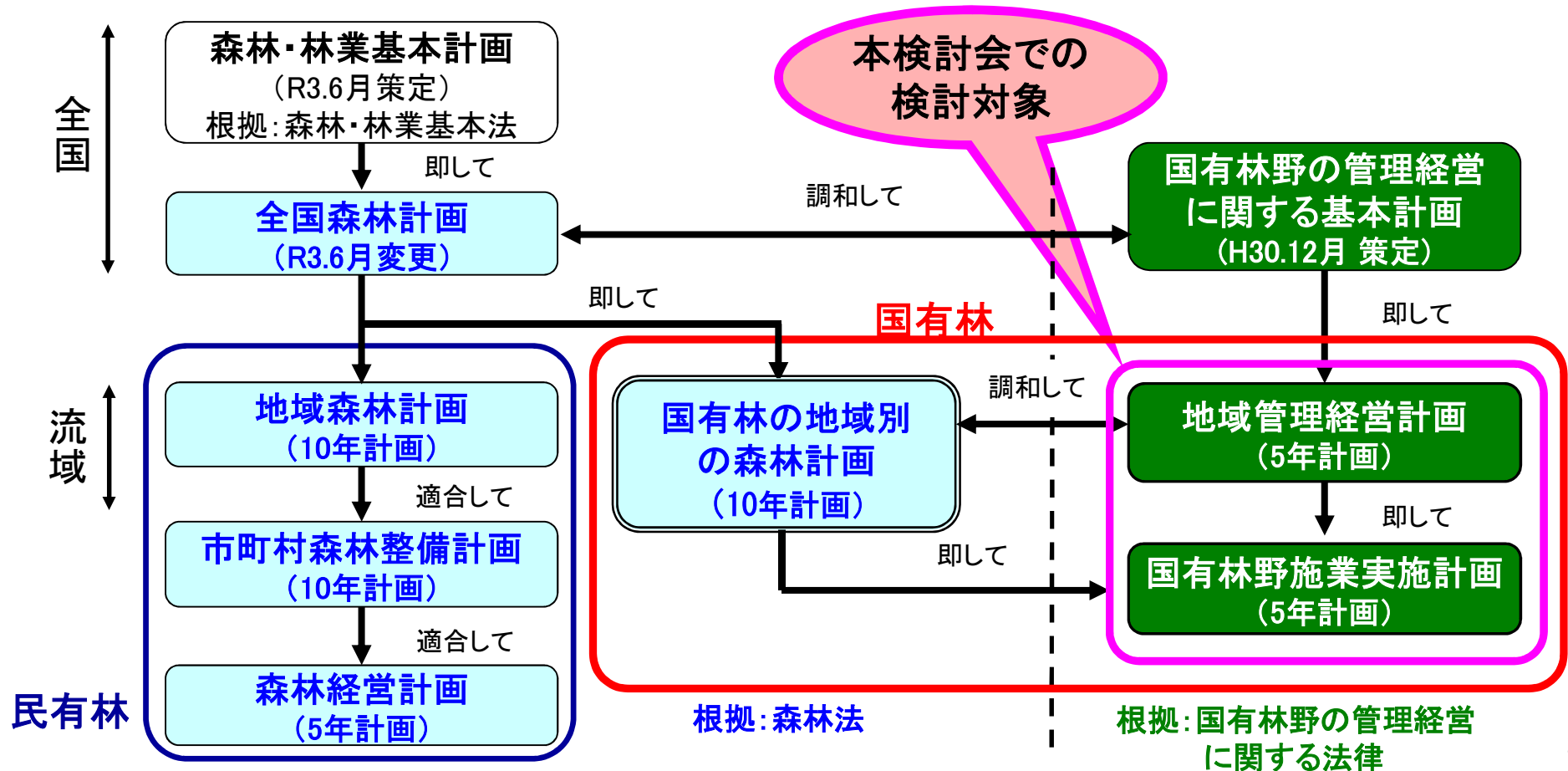
令和 3 年度
地域管理経営計画等の
策定・変更(案)の概要

令和 4 年 3 月
四国森林管理局

I 計画制度について

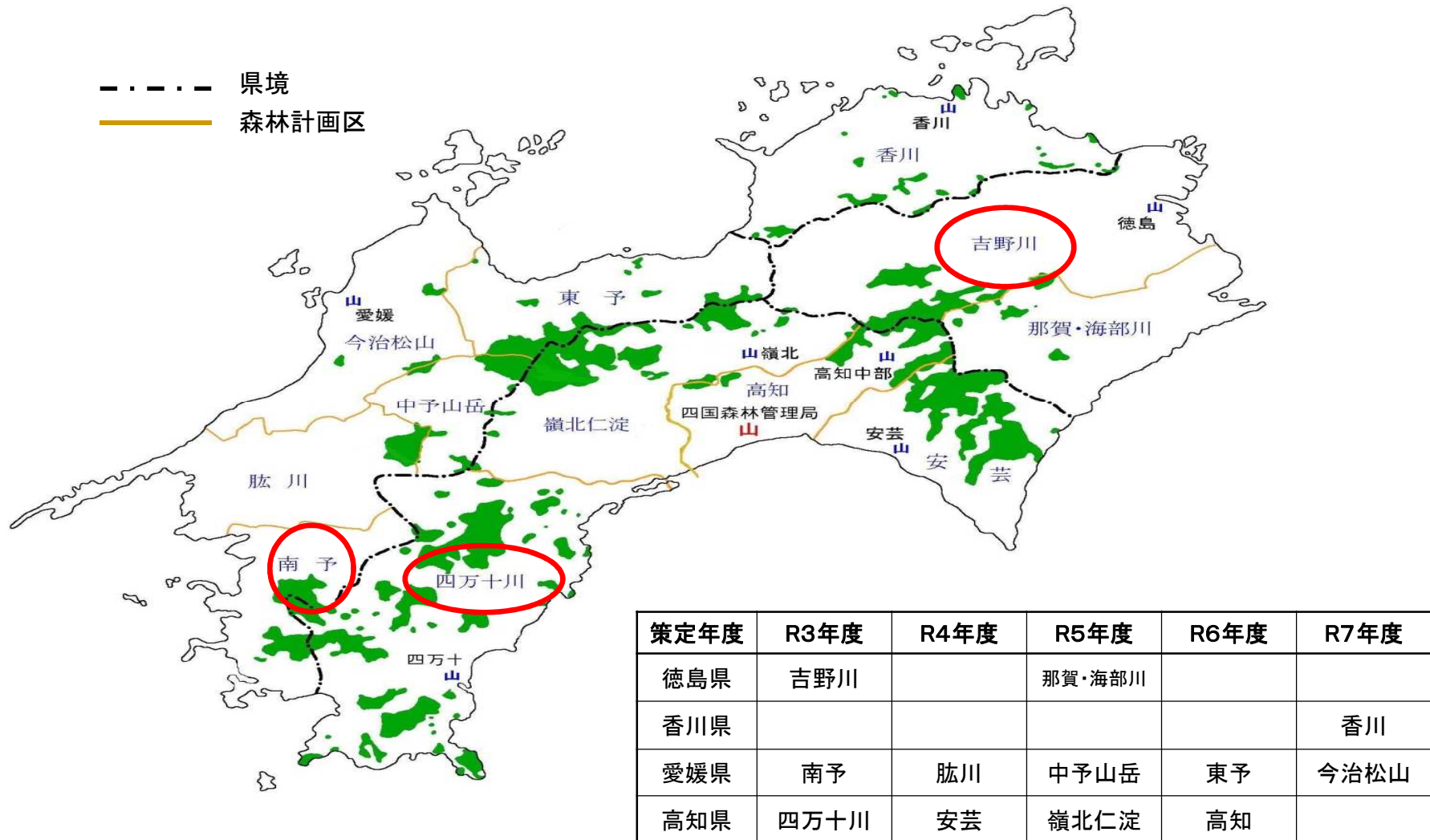
森林計画の体系

- ◆ 地域管理経営計画は、国有林野の管理経営に関する基本計画に即して、国有林の地域別の森林計画との調和を図りつつ、森林計画区ごとに、国有林野の管理経営の考え方や伐採等の事業総量等を定める計画で、計画期間は5年間。
- ◆ 国有林野施業実施計画は、国有林の地域別の森林計画及び地域管理経営計画に即して、森林計画区毎に、国有林野の箇所別の伐採、更新、林道整備、治山事業等を定める計画で、計画期間は5年間。



四国局の森林計画区

- ◆ 全国の158の森林計画区のうち、四国森林管理局管内には12の森林計画区がある。令和3年度は3つの森林計画区(吉野川、南予、四万十川)について計画を策定。



Ⅱ 地域管理経営計画の概要 (共通事項)

地域管理経営計画の計画事項

- 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項
- 2 国有林野の維持及び保存に関する事項
- 3 林産物の供給に関する事項
- 4 国有林野の活用に関する事項
- 5 公益的機能維持増進協定に基づき国有林野と一体的に行う
民有林の整備及び保全に関する事項
- 6 国民の参加による森林の整備に関する事項
- 7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

- ◆ 国有林野の管理経営は、①公益的機能の維持増進を旨とし、②その組織・技術力・資源を活用し、③林業の成長産業化の実現に向け、④関係行政機関と連携を図りつつ、⑤国民各層の理解と協力を得ながら、本計画に基づき適切に行う。
- ◆ 国民共通の財産である国有林野を名実ともに「国民の森林」とするよう、以下の取組を実施。

ア 生物多様性の保全 イ 森林の生産力の維持 ウ 森林生態系の健全性と活力の維持
エ 土壌及び水資源の保全と維持 オ 炭素循環への森林の寄与
カ 社会的・経済的便益の維持及び増進 キ 持続可能な経営のための枠組み

ア 生物多様性の保全

- ・適切な間伐の実施、針広混交林化、複層林化、長伐期化など、地域の森林現況に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進。
- ・保護林や緑の回廊におけるモニタリング調査等を通じた適切な保全・管理を推進。
- ・地域やボランティア、NPO等と協働・連携し、荒廃した植生回復など森林生態系の保全を推進。【追加】



「天然力を活用した森林づくり」
現地勉強会(嶺北署)



ボランティアと連携したシカ食害
防護ネット設置(高知中部署)

エ 土壌及び水資源の保全と維持

- ・山地災害の防止、水源涵養、生活環境の保全のため、治山施設の設置、機能の低下した森林の整備等を行う治山事業を推進。
- ・大規模な山地災害発生時にヘリコプターやドローンを活用して被害状況を調査、山地災害対策緊急展開チームを現地に派遣。
- ・流域治水の取組との連携を図る。【追加】



間伐材を利用した治山ダム工
(嶺北署)



山地災害対策緊急展開チームによる測量作業(高知県大豊町)

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

- ◆ 個々の国有林野を重視すべき機能に応じて機能類型区分を行い、それぞれの機能の発揮に資する森林施業を行う。

※ 詳細は、地域管理経営計画の別冊「管理経営の指針」に定める。

山地災害防止タイプ (土砂流出・崩壊防備エリア)



- ・ 下層植生の発達を促すため、適度な陽光が林内に入るように密度管理を行う。
 - ・ 必要に応じて、土砂の流出、崩壊を防止する治山施設等を整備する。
- (気象害防備エリア) ・ 遮蔽能力が高く、抵抗力が強い森林を育成する。

自然維持タイプ



- ・ 自然環境の保全を第一とした管理経営を行うこととし、原則として自然の推移に委ねる。

森林空間利用タイプ



- ・ 景観の向上や野外レクリエーションに考慮した伐採を行うなど森林の手入れを適切に行う。

水源涵養タイプ



- ・ 浸透、保水能力の高い森林土壌を維持し、根系や下層植生の良好な発達が促進されるよう、森林の整備を行う。

※ 四国森林管理局管内には、快適環境形成タイプの森林はない。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

＜全国森林計画の変更等に伴い追加したもの＞

① 確実な更新を追加 【全森計P.3、P.9 管理経営基本計画P.3】

公益的機能の持続的な発揮と森林資源の循環利用の観点から確実な更新を図る。

② 伐採・搬出時の土砂流出や林地保全を追加 【全森計P.9】

伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図る。

③ 「公益的機能別森林施業の実施に関する基準」(水源涵養機能維持増進森林以外)に基づく追加 【森林法第11条第5項、森林法施行規則第39条】

民有林との並びをとるもの。「複層伐を行う場合、伐採後の森林において、当該森林と同一の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木材積に10分の5を乗じて得た材積以上の立木材積を維持すること」を追加。

④ 路網整備時の土砂流出・崩壊を追加 【全森計P.14】

路網整備に当たっては、土砂の流出・崩壊等を起こさないよう留意。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

- ◆ 地元自治体、地域住民等と協力・連携して、山火事防止、盗採防止、不法投棄防止等の啓発活動等に取り組む。
- ◆ 境界を定期的・計画的に巡視し、破損した境界標の補修・整備に努める。
- ◆ 土砂の崩壊・流出の発生状況の把握。【追加】



ドローンを活用した遠望による境界巡視(高知中部署)



地域住民、地元自治体と連携した清掃活動(香川所・屋島国有林)

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

- ◆ 松くい虫等の森林病虫害による被害に対しては、早期発見・早期防除、迅速な駆除に努める。

(3)特に保護を図るべき森林に関する事項

①保護林

- ◆ 我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な森林については、「森林生態系保護地域」として、原則として自然の推移に委ねた管理を行う。
- ◆ 地域固有の生物群集を有する森林については、「生物群集保護林」として原則として自然の推移に委ねた管理を行う。
- ◆ 希少な野生生物の生育・生息に必要な森林については、「希少個体群保護林」として、設定目的に応じた適切な保護・管理を行う。

②緑の回廊

- ◆ 生物多様性の保全や気候変動の影響への適応等の観点から、保護林を中心とした森林生態系ネットワークの形成を図るため、「緑の回廊」を設定し、野生生物の自由な移動の場として保護。
- ◆ 緑の回廊内の天然林は、危険木の処理や択伐等に限定した施業を実施、人工林については、非皆伐施業や**針広混交林化【追加】**等を推進。

R2保護林モニタリング調査
で確認された動物
(千本山外2保護林)



ニホンカモシカ



ニホンモモンガ



ツキノワグマ

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

- ◆ 機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる国有林材の持続的・計画的な供給に努める。
- ◆ 林産物の供給等を通じて、地域の川上・川中・川下の関係者との連携強化。

特に、意欲と能力のある林業経営者に対して、国有林から一定期間、安定的に樹木を採取できる権利を設定する樹木採取権制度を通じて、川上事業者と川中・川下事業者との連携を強め、木材の安定的な取引関係を確立する体制の構築を促進。【追加】

高性能林業機械による車両系作業システム（徳島署）



スイングヤーダによる集材作業



フォワーダによる素材運搬

架線集材による伐採と造林の一貫作業システム（嶺北署）



架線による木材と枝条の搬出



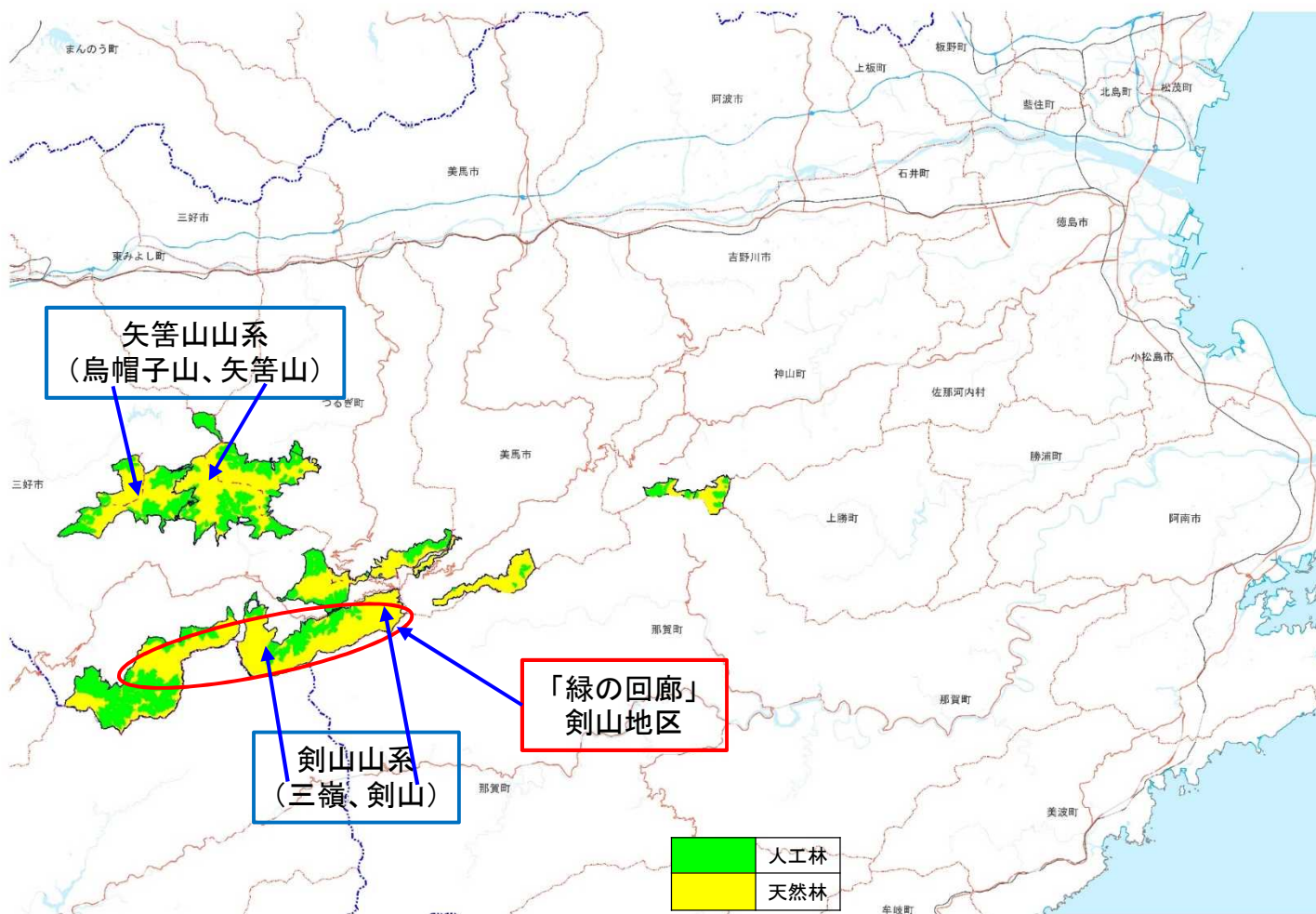
架線による苗木の運搬

Ⅲ 策定計画区

吉野川森林計画区の国有林野施業実施計画の概要(個別事項)

吉野川森林計画区の概要

吉野川森林計画区の位置



- ◆ 吉野川森林計画区は、徳島県北部に位置し、区域面積の71%が森林。
- ◆ 国有林野は、森林面積の6%で、剣山山系と矢筈山山系にまとまって分布。
- ◆ 人工林は、計画区南部の高知県境にまとまって分布。
- ◆ 天然林は、剣山、三嶺、矢筈山、烏帽子山等周辺に分布。剣山周辺は剣山国定公園及びレクリエーションの森に指定。

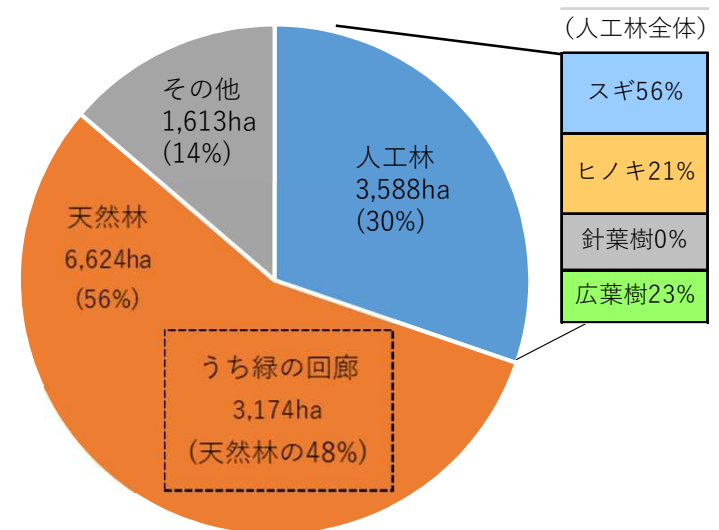
吉野川森林計画区の概況等

- ◆ 計画区国有林の8割は、昭和28年度以降に保安林整備臨時措置法に基づき買入れた森林。その殆どが1,000m以上の高標高地。
- ◆ 計画区国有林の56%は天然林。天然林の約半分は緑の回廊が占める。
- ◆ 計画区国有林の30%は人工林。主伐の対象となる11齢級以上が全体面積の64%を占める。

人工林の齢級構成(面積)



森林資源の現況(面積)



※R4.4.1有効 国有林野施業実施計画樹立時データ
 ※面積の「その他」は無立木地、林地以外の面積

※R4.4.1有効 国有林野施業実施計画樹立時データ
 ※齢級とは、森林の林齢を5年の幅でくった単位。植栽した年を1年生とし、1~5年生を「1齢級」と数える。

吉野川森林計画区

機能類型別面積

| 森林計画区 | 機能類型別面積 (ha) | | | | |
|--------------|---------------|-------------|---------------|---------------|----------------|
| | 山地災害 防止タイプ | 自然維持 タイプ | 森林空間 利用タイプ | 水源涵養 タイプ | 計 |
| 吉野川 | 2,137 (18%) | 3,331 (28%) | 858 (7%) | 5,500 (47%) | 11,825 (100%) |
| (参考) 四国局計 | 21,863 (12%) | 11,176 (6%) | 12,772 (7%) | 136,673 (75%) | 182,483 (100%) |

水源涵養タイプにおける施業方法別面積

| 施業方法 | 水源涵養タイプにおける施業方法別面積 (ha) | | 増減 | 割合 |
|--------------|-------------------------|------------------|------|------|
| | 現計画 (H29~R3年度) | 新計画 (R4~R8年度) | | |
| 通常伐期・育成単層林施業 | 456 | 559 | +103 | 123% |
| 長伐期・育成単層林施業 | 1,770 | 1,604 | -166 | 91% |
| 育成複層林施業 | 1,354 | 1,341 | -13 | 99% |
| 天然生林施業 | 1,705 | 1,766 | +61 | 104% |
| 林道・作業道等の附帯地等 | - | - | +15 | - |

・利用期を迎えている森林資源の有効活用や多様な森林づくりの観点から、長伐期による育成単層林施業を行っている林分の一部を、通常伐期による育成単層林施業を行う林分や、天然力を活用した施業を行う林分に変更。

吉野川森林計画区

伐採量の計画と実績

| 計画量(千m3) | | 実行量(千m3) | | 実行量／計画量(%) | |
|----------|----|----------|----|------------|----|
| 主伐 | 間伐 | 主伐 | 間伐 | 主伐 | 間伐 |
| 42 | 87 | 3 | 49 | 7 | 56 |

・主伐については、平成30年7月の豪雨災害による祖谷山林道と林道までの国道・市道の被害に伴い、一般競争入札(立木販売)が執行できなかったこと、間伐については、路網等の整備状況や林分状況により、一部伐採を見合わせたことなどから実行量が計画量を下回った。

更新(人工造林)の計画と実績

| 計画量(ha) | 実行量(ha) | 実行量／計画量(%) |
|---------|---------|------------|
| 56 | 6 | 11 |

・人工造林については、主伐の実行減に伴い、計画期間内に植栽を行う箇所が少なかったことから、計画量を下回った。

吉野川森林計画区

林道、林業専用道の計画と実績

| 計画量(m) | | 実行量(m) | | 実行量／計画量(%) | |
|--------|-------|--------|-------|------------|----|
| 開設 | 改良 | 開設 | 改良 | 開設 | 改良 |
| 6,400 | 6,100 | 1,047 | 2,886 | 16 | 47 |

- ・林道の開設及び改良については、傾斜が急な四国において壊れにくい林道とするために単価の見直しを行ったこと、近年の豪雨災害で発生した林道復旧では手前の民有林が優先されたこと等により、低い実行率となった。

治山事業の計画と実績

| 計画量(箇所) | 実行量(箇所) | 実行量／計画量(%) |
|---------|---------|------------|
| 15 | 12 | 80 |

- ・治山事業については、現行計画と同程度。

吉野川森林計画区

主な計画量

| 事業区分 | | 単位 | 現行計画 (H29～R3年度) | 次期計画 (R4～R8年度) | 増減 | 割合 |
|------|------|-----|--------------------|-------------------|--------|------|
| 伐採 | 主伐 | 千m3 | 42 | 55 | +13 | 131% |
| | | ha | 99 | 99 | 0 | 100% |
| | 間伐 | 千m3 | 87 | 85 | -2 | 98% |
| | | ha | 810 | 669 | -141 | 83% |
| 更新 | 人工造林 | ha | 56 | 69 | +13 | 123% |
| 林道 | 開設 | m | 6,400 | 3,000 | -3,400 | 47% |
| | 改良 | m | 6,100 | 6,400 | +300 | 105% |
| 治山事業 | | 地区 | 15 | 14 | -1 | 93% |

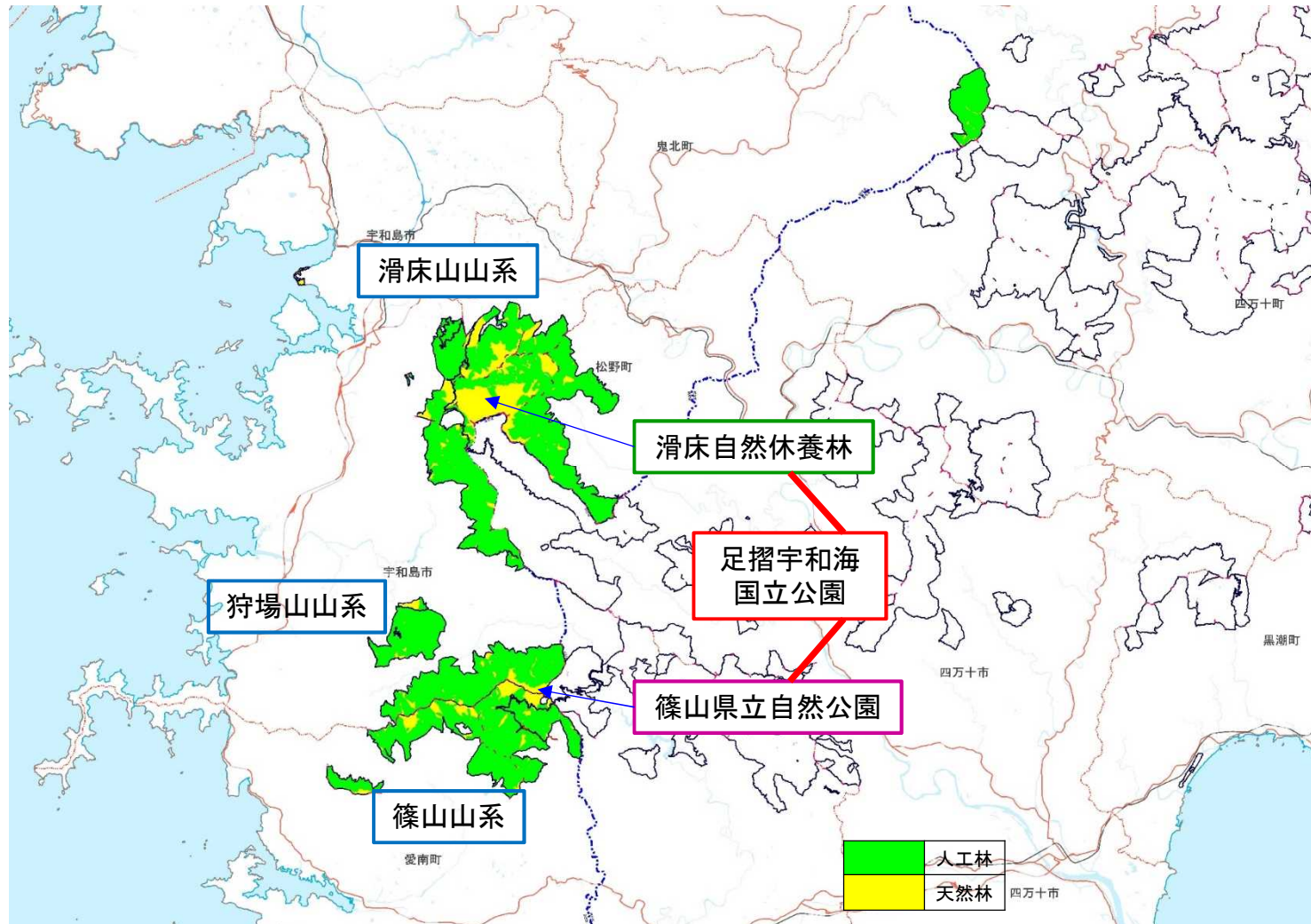
- ・主伐は、資源量の増加により現行計画比131%増、間伐は対象齢級、対象地の減少により減。
- ・人工造林は、現行計画の繰越分を次期計画で造林するため増。また、確実な更新を図るため、枝条堆積地等を人工造林対象面積に計上。
- ・林道開設量は、開設の優先度やこれまでの開設実績等を考慮して現実的な計画量とした。林道改良量は必要箇所を全て計上。
- ・治山事業は、近年の集中豪雨による被災箇所等を主に計画し、現行計画と同程度。

IV 策定計画区

南予森林計画区の国有林野施業実施 計画の概要(個別事項)

南予森林計画区の概要

南予森林計画区の位置



- ◆ 南予森林計画区は、愛媛県南端部に位置し、区域面積の77%が森林。
- ◆ 国有林野は、森林面積の15%で、滑床山山系と篠山山系及び狩場山山系にまとまって分布。
- ◆ 天然林は、滑床山と篠山等周辺に分布し、足摺宇和海国立公園及びレクリエーションの森に指定。

南予森林計画区の概況等

- ◆ 計画区国有林は、宇和島市へ上水道を供給する河川の上流域に分布し、その9割が水源かん養保安林。
- ◆ 計画区国有林の72%は人工林。主伐の対象となる11齢級以上が全体面積の63%を占める。
- ◆ 計画区国有林の24%は天然林。天然林には景勝地の滑床溪谷等が含まれる。

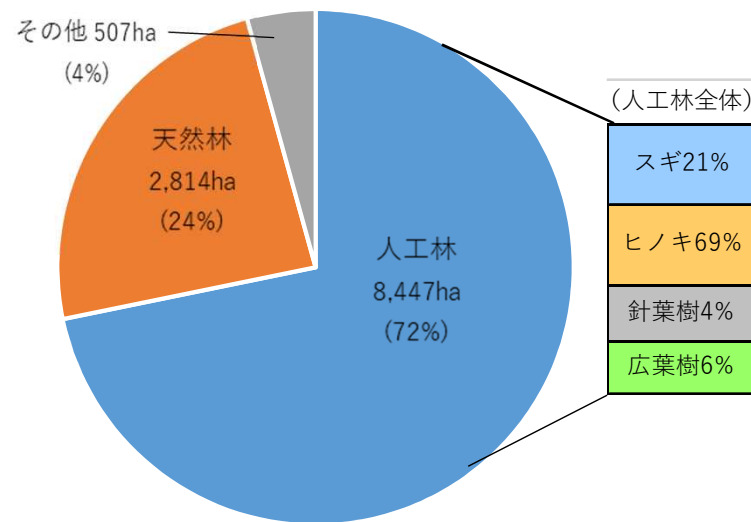
人工林の齢級構成(面積)



※R4.4.1有効 国有林野施業実施計画樹立時データ

※齢級とは、森林の林齢を5年の幅でくった単位。植栽した年を1年生とし、1～5年生を「1齢級」と数える。

森林資源の現況(面積)



※R4.4.1有効 国有林野施業実施計画樹立時データ
※面積の「その他」は無立木地、林地以外の面積

南予森林計画区

機能類型別面積

| 森林計画区 | 機能類型別面積 (ha) | | | | |
|--------------|---------------|-------------|---------------|---------------|---------------|
| | 山地災害 防止タイプ | 自然維持 タイプ | 森林空間 利用タイプ | 水源涵養 タイプ | 計 |
| 南 予 | 853 (7%) | 55 (0%) | 1,822 (15%) | 9,038 (77%) | 11,768(100%) |
| (参考) 四国局計 | 21,863 (12%) | 11,176 (6%) | 12,772 (7%) | 136,673 (75%) | 182,483(100%) |

水源涵養タイプにおける施業方法別面積

| 施業方法 | 水源涵養タイプにおける施業方法別面積 (ha) | | 増減 | 割合 |
|--------------|-------------------------|------------------|------|------|
| | 現計画 (H29~R3年度) | 新計画 (R4~R8年度) | | |
| 通常伐期・育成単層林施業 | 578 | 897 | +319 | 155% |
| 長伐期・育成単層林施業 | 6,649 | 6,232 | -417 | 94% |
| 育成複層林施業 | 475 | 461 | -14 | 97% |
| 天然生林施業 | 1,017 | 1,080 | +62 | 106% |
| 林道・作業道等の附帯地等 | - | - | +50 | |

・利用期を迎えている森林資源の有効活用や多様な森林づくりの観点から、長伐期による育成単層林施業を行っている林分の一部を、通常伐期による育成単層林施業を行う林分や、天然力を活用した施業を行う林分に変更。

南予森林計画区

伐採量の計画と実績

| 計画量(千m3) | | 実行量(千m3) | | 実行量／計画量(%) | |
|----------|-----|----------|-----|------------|----|
| 主伐 | 間伐 | 主伐 | 間伐 | 主伐 | 間伐 |
| 58 | 286 | 21 | 185 | 36 | 65 |

・主伐については、入札不調や分収林の契約延長などにより伐採を見合わせたこと、間伐については、路網等の整備状況や林分状況により、一部伐採を見合わせたことなどから実行量が計画量を下回った。

更新(人工造林)の計画と実績

| 計画量(ha) | 実行量(ha) | 実行量／計画量(%) |
|---------|---------|------------|
| 100 | 59 | 59 |

・人工造林については、主伐の実行減に伴い、計画期間内に植栽を行う箇所が少なかったことから、実行量が計画量を下回った。

南予森林計画区

林道、林業専用道の計画と実績

| 計画量(m) | | 実行量(m) | | 実行量／計画量(%) | |
|--------|--------|--------|-------|------------|----|
| 開設 | 改良 | 開設 | 改良 | 開設 | 改良 |
| 5,200 | 11,300 | 1,030 | 2,275 | 20 | 20 |

- ・林道の開設及び改良については、傾斜が急な四国において壊れにくい林道とするために単価の見直しを行ったこと、近年の豪雨災害で発生した林道復旧では手前の民有林が優先されたこと等により、低い実行率となった。

治山事業の計画と実績

| 計画量(箇所) | 実行量(箇所) | 実行量／計画量(%) |
|---------|---------|------------|
| 5 | 5 | 100 |

- ・治山事業については、現行計画と同程度。

※ 実行量はR3年12月現在の見込量

南予森林計画区

主な計画量

| 事業区分 | | 単位 | 現行計画 (H29～R3年度) | 次期計画 (R4～R8年度) | 増減 | 割合 |
|------|------|-----|--------------------|-------------------|--------|------|
| 伐採 | 主伐 | 千m3 | 58 | 55 | -3 | 95% |
| | | ha | 119 | 186 | +67 | 156% |
| | 間伐 | 千m3 | 286 | 313 | +27 | 109% |
| | | ha | 2,168 | 2,309 | +141 | 107% |
| 更新 | 人工造林 | ha | 100 | 152 | +52 | 152% |
| 林道 | 開設 | m | 5,200 | 500 | -4,700 | 10% |
| | 改良 | m | 11,300 | 11,150 | -150 | 99% |
| 治山事業 | | 地区 | 5 | 8 | +3 | 160% |

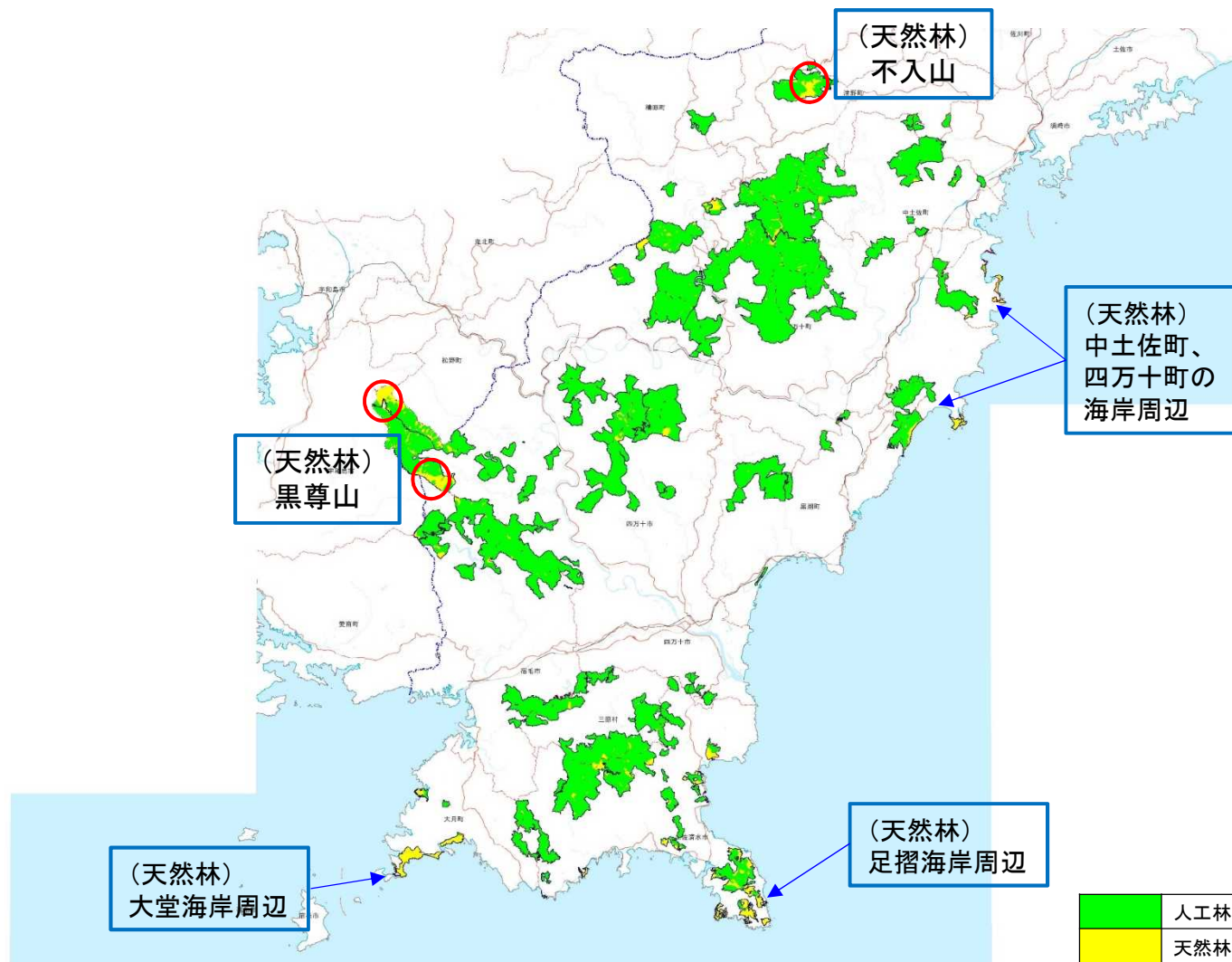
- ・主伐材積は、現行計画と同程度、間伐は長伐期による育成単層林施業を行う林分を中心に間伐適期の林分が多く同109%。
- ・人工造林は主伐面積の増に伴い増。
- ・林道開設量は、開設の優先度やこれまでの開設実績等を考慮して現実的な計画量とした。林道改良量は必要箇所を全て計上。
- ・治山事業は、近年の集中豪雨による被災箇所等を主に計画。

V 策定計画区

四万十川森林計画区の国有林野施業 実施計画の概要(個別事項)

四万十川森林計画区の概要

四万十川森林計画区的位置

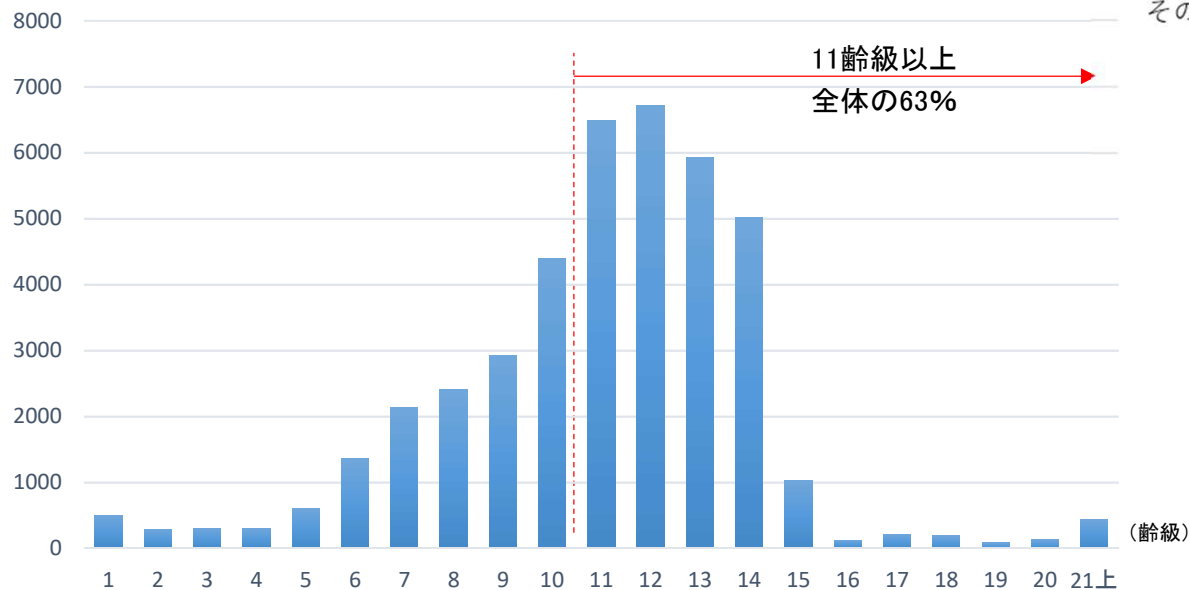


- ◆ 四万十川森林計画区は、高知県西部に位置し、区域面積の85%が森林。
- ◆ 国有林野は、森林面積の20%で、四万十川の中流域から最上流域及び足摺・大堂の海岸から松田川上流にまとまって分布。
- ◆ 天然林は、不入山、黒尊山、中土佐町から大堂海岸等周辺に分布。足摺・大堂の海岸部は足摺宇和海国立公園に指定。

四万十川森林計画区の概況等

- ◆ 四万十川計画区は全12計画区の中で最大の人工林面積を占め、幡多ヒノキで知られるヒノキの産地。
- ◆ 計画区国有林の81%は人工林。主伐の対象となる11齢級以上が63%を占める。
- ◆ 計画区国有林の16%は天然林。天然林の中には、足摺宇和海国立公園、黒尊山や不入山周辺のレクリエーションの森等が含まれる。

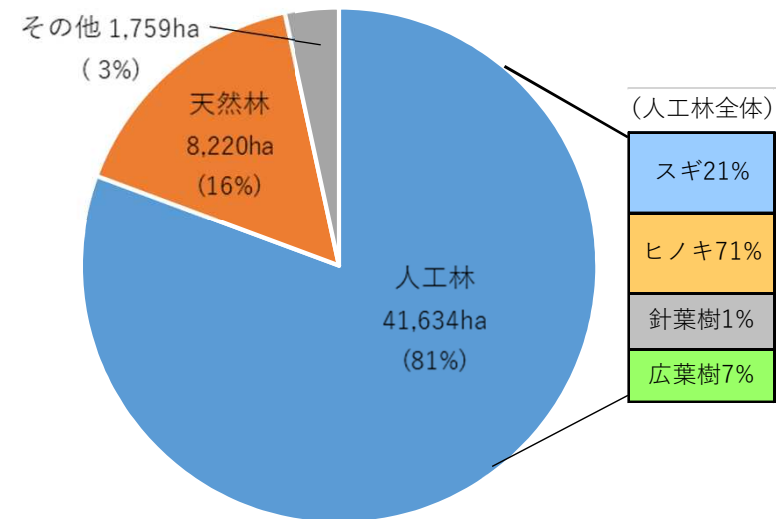
人工林の齢級構成(面積)



※R4.4.1有効 国有林野施業実施計画樹立時データ

※齢級とは、森林の林齢を5年の幅でくった単位。植栽した年を1年生とし、1~5年生を「1齢級」と数える。

森林資源の現況(面積)



※R4.4.1有効 国有林野施業実施計画樹立時データ
 ※面積の「その他」は無立木地、林地以外の面積

四万十川森林計画区

機能類型別面積

| 森林計画区 | 機能類型別面積 (ha) | | | | |
|--------------|---------------|-------------|---------------|---------------|----------------|
| | 山地災害 防止タイプ | 自然維持 タイプ | 森林空間 利用タイプ | 水源涵養 タイプ | 計 |
| 四万十川 | 5,605 (11%) | 189 (0%) | 1,299 (3%) | 44,520 (86%) | 51,613 (100%) |
| (参考) 四国局計 | 21,863 (12%) | 11,176 (6%) | 12,772 (7%) | 136,673 (75%) | 182,483 (100%) |

水源涵養タイプにおける施業方法別面積

| 施業方法 | 水源涵養タイプにおける施業方法別面積 (ha) | | 増減 | 割合 |
|--------------|-------------------------|------------------|--------|------|
| | 現計画 (H29~R3年度) | 新計画 (R4~R8年度) | | |
| 通常伐期・育成単層林施業 | 7,243 | 12,462 | +5,219 | 172% |
| 長伐期・育成単層林施業 | 27,148 | 22,032 | -5,116 | 81% |
| 育成複層林施業 | 4,277 | 4,033 | -244 | 94% |
| 天然生林施業 | 4,593 | 4,616 | +23 | 101% |
| 林道・作業道等の附帯地等 | - | - | +118 | - |

・利用期を迎えている森林資源の有効活用や多様な森林づくりの観点から、長伐期による育成単層林施業を行っている林分の一部を、通常伐期による育成単層林施業を行う林分や、や天然力を活用した施業を行う林分に変更。

四万十川森林計画区

伐採量の計画と実績

| 計画量(千m3) | | 実行量(千m3) | | 実行量／計画量(%) | |
|----------|-------|----------|-----|------------|----|
| 主伐 | 間伐 | 主伐 | 間伐 | 主伐 | 間伐 |
| 632 | 1,024 | 174 | 515 | 27 | 50 |

- ・主伐については、豪雨災害による林道被害などに伴い一般競争入札(立木販売)が執行できなかったこと、分収林の入札不調や契約延長となったこと、間伐については、路網等の整備状況や林分状況により、一部伐採を見合わせたことなどから実行量が計画量を下回った。

更新(人工造林)の計画と実績

| 計画量(ha) | 実行量(ha) | 実行量／計画量(%) |
|---------|---------|------------|
| 820 | 403 | 49 |

- ・人工造林については、主伐の実行減に伴い、計画期間内に植栽を行う箇所が少なかったことから、実行量が計画量を下回った。

四万十川森林計画区

林道、林業専用道の計画と実績

| 計画量(m) | | 実行量(m) | | 実行量／計画量(%) | |
|--------|--------|--------|--------|------------|----|
| 開設 | 改良 | 開設 | 改良 | 開設 | 改良 |
| 10,520 | 64,700 | 3,286 | 19,057 | 31 | 29 |

- ・林道の開設及び改良については、傾斜が急な四国において壊れにくい林道とするために単価の見直しを行ったこと、近年の豪雨災害で発生した林道復旧では手前の民有林が優先されたこと等により、低い実行率となった。

治山事業の計画と実績

| 計画量(箇所) | 実行量(箇所) | 実行量／計画量(%) |
|---------|---------|------------|
| 39 | 42 | 108 |

- ・治山事業については、現行計画と同程度。

四万十川森林計画区

主な計画量

| 事業区分 | | 単位 | 現行計画 (H29～R3年度) | 次期計画 (R4～R8年度) | 増減 | 割合 |
|------|------|-----|--------------------|-------------------|---------|------|
| 伐採 | 主伐 | 千m3 | 632 | 615 | -17 | 97% |
| | | ha | 1,515 | 1,601 | +86 | 106% |
| | 間伐 | 千m3 | 1,024 | 1040 | +16 | 102% |
| | | ha | 9,127 | 7,666 | -1,461 | 84% |
| 更新 | 人工造林 | ha | 820 | 1,230 | +410 | 150% |
| 林道 | 開設 | m | 10,520 | 6,720 | -3,800 | 64% |
| | 改良 | m | 64,700 | 80,700 | +16,000 | 125% |
| 治山事業 | | 地区 | 39 | 45 | +6 | 115% |

- ・次期計画は現行計画に比べて分収林の主伐が減ることから、次期計画の主伐材積は減。ただし、次期計画では、複層伐を行う林分が現行計画の5倍の面積を予定(173ha)するため、次期計画の主伐面積は増。間伐は、対象地は減少するが、対象齢級の高齢により間伐量は現行計画と同程度。
- ・人工造林は現行計画の繰越分を次期計画で造林するため増。また、確実な更新を図るため枝条堆積地等を人工造林対象面積に計上。
- ・林道開設量は、開設の優先度やこれまでの開設実績等を考慮して現実的な計画量とした。林道改良量は必要箇所を全て計上。
- ・治山事業は、近年の集中豪雨による被災箇所等を主に計画し、現行計画と同程度。

VI その他の森林計画区における 計画変更の概要

その他の森林計画区

変更計画の主なポイント

- ◆ 全国森林計画の変更等を全ての地域管理経営計画書に反映【全ての計画区】。
- ◆ 全国森林計画の変更等を「管理経営の指針(地域管理経営計画の別冊)」に反映【全ての計画区】。
- ◆ 森林資源の充実具合など林分状況を踏まえ、主伐・更新量(人工造林)等を変更【嶺北仁淀計画区、高知計画区、安芸計画区】。
- ◆ 樹冠の混み具合など林分状況を踏まえ、間伐量を変更【中予山岳計画区、嶺北仁淀計画区、高知計画区、安芸計画区】。
- ◆ 林道の開設路線及び改良工事の延長を変更【嶺北仁淀計画区】
- ◆ 豪雨災害等により発生した崩壊地等の安定を図るため保全施設を追加【嶺北仁淀計画区、安芸計画区】。
- ◆ 民有林と国有林が連携して取り組む森林共同施業団地の一部廃止及び協定面積を変更【香川計画区、安芸計画区】。

その他の森林計画区

主な変更計画量

| 変更項目 | | 単位 | 計画区 | 現行計画 | 変更計画 | 増減 |
|------|----|-------------|------|----------------|----------------|--------------------|
| 伐採材積 | 主伐 | 千m3 (ha) | 嶺北仁淀 | 284 (807) | 284 (802) | <u>±0</u> (-5) |
| | | | 高知 | 67 (213) | 67 (237) | <u>±0</u> (+24) |
| | | | 安芸 | 173 (565) | 173 (566) | <u>±0</u> (+1) |
| | 間伐 | 千m3 (ha) | 中予山岳 | 146 (1,061) | 146 (1,063) | <u>±0</u> (+2) |
| | | | 嶺北仁淀 | 446 (3,334) | 446 (3,339) | <u>±0</u> (+5) |
| | | | 高知 | 168 (1,303) | 169 (1,312) | +1 (+9) |
| | | | 安芸 | 599 (4,971) | 599 (5,002) | <u>±0</u> (+31) |

その他の森林計画区

主な変更計画量

| 変更項目 | 単位 | 計画区 | 現行計画 | 変更計画 | 増減 |
|--------------|----|------|-------|-------|------|
| 更新 (人工造林) | ha | 嶺北仁淀 | 440 | 438 | -2 |
| | | 高知 | 153 | 171 | +18 |
| | | 安芸 | 307 | 308 | +1 |
| 保全施設 | 箇所 | 嶺北仁淀 | 29 | 30 | +1 |
| | | 安芸 | 36 | 40 | +4 |
| 森林共同施業団地 | ha | 香川 | 968 | 1,122 | +154 |
| | | 安芸 | 2,662 | 2,769 | +107 |

VII 管理経営の指針(地管計画書の別冊) の改正

管理経営の指針の改正(主な改正ポイント)

I. 全ての機能類型に共通する事項を冒頭に追記

具体的には、全国森林計画(変更)に盛り込まれた内容(以下のII.)を冒頭に追記。

II. 全国森林計画の変更に伴うもの

1 全森計P.9、P.14

「作業路の作設等に当たっては、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑える」、「林産物の搬出については、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、地形、地質、土壌等の条件に応じた適切な方法により行う」が全森計に追記されたため、局指針に反映。具体的には、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年林野庁長官通知)に基づき、伐採・搬出を適切に行う旨指針に反映。

2 全森計P.14

「林道の開設に当たっては、災害の激甚化等に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員等を推進する」が全森計に追記されたため、局指針に反映。具体的には、「林道規程の制定について」(昭和48年林野庁長官通知)に基づき、路網整備を適切に行う旨局指針に反映。

Ⅲ. 民有林との並びを考慮し追記するもの

森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るために必要なものとして、農林水産省令(森林法施行規則)で定める「公益的機能別森林施業の実施に関する基準」に合わせて、同様の規定を局指針に反映させるもの。具体的には、「複層伐を行う場合、伐採後の森林において、当該森林と同一の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木材積に10分の5を乗じて得た材積以上の立木材積を維持すること」を局指針に追記。